

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1824号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第18の3 昇格時号給対応表 イ・ロ（略） ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表					別表第18の3 昇格時号給対応表 イ・ロ（略） ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級		2級	特2級	3級	4級
1	1	(略)	(略)	(略)	1	1	(略)	(略)	(略)
2	1								
3	1								
4	1								
(略)					(略)				
94	53	(略)	(略)	(略)	94	53	(略)	(略)	(略)
95	<u>53</u>								
96	54								
97	<u>54</u>								
98	<u>54</u>								
99	<u>55</u>								
100	<u>55</u>								
101	<u>55</u>								
102	<u>56</u>								
103	<u>56</u>								
104	<u>56</u>								
105	<u>57</u>								
106	<u>57</u>								
107	<u>57</u>								
108	<u>58</u>								
109	<u>58</u>								
110	<u>58</u>								
111	<u>59</u>								
112	<u>59</u>								
113	<u>59</u>								
114	<u>60</u>								
115	<u>60</u>								
116	<u>60</u>								
117	61								
118	61								
119	<u>61</u>								
120	<u>61</u>								
121	<u>61</u>								
122	62								
123	62								
124	62								
125	<u>62</u>								
125	<u>63</u>								

126	<u>62</u>			
127	63			
128	63	(略)	(略)	(略)
129	63			
130	63			
131	<u>63</u>			
(略)				
153	68	(略)	(略)	(略)

ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1			
2	1	(略)	(略)	(略)
3	1			
4	1			
(略)				
81	57			
82	<u>57</u>			
83	<u>58</u>			
84	<u>58</u>			
85	<u>59</u>			
86	<u>59</u>			
87	<u>60</u>	(略)	(略)	(略)
88	<u>60</u>			
89	<u>61</u>			
90	<u>61</u>			
91	<u>62</u>			
92	<u>62</u>			
93	63			
94	<u>63</u>			
(略)				
161		(略)	(略)	(略)

ホ (略)

へ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1						
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1						
4	1						
(略)							
78	45						
79	<u>45</u>						
80	46						
81	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
82	<u>46</u>						
83	<u>47</u>						
84	<u>47</u>						
85	<u>47</u>						
(略)							
113		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ト・チ (略)

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

126	<u>63</u>			
127	63			
128	63	(略)	(略)	(略)
129	63			
130	63			
131	<u>64</u>			
(略)				
153	68	(略)	(略)	(略)

ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1			
2	1	(略)	(略)	(略)
3	1			
4	1			
(略)				
81	57			
82	<u>58</u>			
83	<u>59</u>			
84	<u>60</u>			
85	<u>61</u>			
86	<u>61</u>			
87	<u>61</u>	(略)	(略)	(略)
88	<u>62</u>			
89	<u>62</u>			
90	<u>62</u>			
91	<u>63</u>			
92	<u>63</u>			
93	63			
94	<u>64</u>			
(略)				
161		(略)	(略)	(略)

ホ (略)

へ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1						
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1						
4	1						
(略)							
78	45						
79	<u>46</u>						
80	46						
81	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
82	<u>47</u>						
83	<u>48</u>						
84	<u>48</u>						
85	<u>49</u>						
(略)							
113		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ト・チ (略)

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
(略)					
65	33	(略)	(略)	(略)	(略)
66	<u>33</u>				
67	<u>34</u>				
68	<u>34</u>				
69	<u>35</u>				
70	<u>35</u>				
71	<u>36</u>				
72	<u>36</u>				
73	<u>37</u>				
74	<u>38</u>				
75	<u>39</u>				
(略)					
153	64	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
(略)					
65	33	(略)	(略)	(略)	(略)
66	<u>34</u>				
67	<u>35</u>				
68	<u>36</u>				
69	<u>37</u>				
70	<u>37</u>				
71	<u>38</u>				
72	<u>38</u>				
73	<u>39</u>				
74	<u>39</u>				
75	<u>40</u>				
(略)					
153	64	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。